

居宅介護支援重要事項説明書

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

① 運営方針

- (1) 事業所の介護支援専門員は居宅介護支援を行うに当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- (2) 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療、福祉サービスが多様な事業所から、総合かつ効果的に提供されるよう配慮します。
- (3) 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏することないように、公正中立に行います。
 - ・サービス事業所の選定に当たっては複数の事業所の紹介をするとともに、利用者も複数の事業所の紹介を求める事ができます。また、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求める事ができます。
- (4) 事業所の介護支援専門員は居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、介護保険施設等への入所を希望するに当たっては、介護保険施設等への紹介その他便宜の提供を行います。
- (5) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努めます。
- (6) 医療系サービスを利用する場合は利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに主治の医師等に対してケアプランを交付します。

② その他の運営に関する事項

- (1) 介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設けています。
- (2) 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を漏らしません。
- (3) 従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業員との雇用契約時の内容としています。

③ 居宅介護支援の概要

(1) 指定居宅介護支援の提供方法

- 1) 利用者の相談を受ける場所
- 2) 使用する課題分析票の種類

事業所及び利用者の居宅等
MDs-HC CAPs 方式・竹内式・
高知市共通アセスメント様式

- | | |
|-------------------|--------------|
| 3) サービス担当者会議の開催場所 | 事業所及び利用者の居宅等 |
| 4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 月1回以上 |

④ 居宅サービス計画の作成手順等

(1) サービス計画作成までの手順は以下の通りです。

- ・ご自宅を訪問し、利用者やご家族からお話を伺います。
- ・利用者の了解を得て、主治の医師等に意見をお尋ねすることがあります。
- ・利用者及びそのご家族を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ・サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、了解を得ます。

(2) その他提供するサービス

- ・要介護認定の申請、変更の代行
- ・給付管理表の作成、提出等